

事務事業チェックシート

事務事業No 291 事業名 母子家庭自立支援事業（給付金支給等の就労支援）

[長期総合計画]

分野別目標	3	子供たちがいきいきと育つまち
政策	1	安心して子供を生み育てることのできる環境の整備
施策	1	安心して子供を生み育てることのできる環境の整備
取組方針	3	保護・援助を必要とする子供への支援

事業種別	継続	
事業期間	～	
事業実施の根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法	
関連個別計画		
担当課・担当課長 (Tel)	こども家庭課	西本 佳史 5280
関連課		

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計		一般会計	
	款		民生費	
	項		児童福祉費	
	目		児童福祉総務費	
	大事業		児童福祉総務事業	
事項		母子家庭自立支援給付金事業		

1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的（「誰・何」をどういう状態にする」ための事業か）	事業内容				
	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、自立を支援する目的で、高等職業訓練促進給付金等、教育訓練として講座を修了した場合、自立支援教育訓練給付金、または高卒認定試験対策講座を終了した場合等に、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を支給する。	○高等職業訓練促進給付金等 母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な看護師、保育士等の資格を取得するために、養成機関で修業する場合に一定額の給付金を支給する。 100,000円/月（非課税）70,500円/月（課税） ○母子家庭等自立支援教育訓練給付金 母子家庭の母及び父子家庭の父が就職するために必要な教育訓練として、指定する講座を修了した場合に給付金を支給する。（受講費用の2割、上限10万円） ○ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 ひとり親家庭の親及び子が高卒認定試験合格のための講座を受け、終了した際に受講費用の一部（20%上限10万円）を給付する。また、合格した際にも受講費用の一部（40%、終了時の支給と合わせて上限15万円）を給付する。				
実施内容		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		高等職業訓練促進給付金等、並びに自立支援教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金等、並びに自立支援教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金等、自立支援教育訓練給付金並びに高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	高等職業訓練促進給付金等、自立支援教育訓練給付金並びに高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	高等職業訓練促進給付金等、自立支援教育訓練給付金並びに高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

2 事業コスト

事業費等（千円）	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	30,699	22,848	16,417	14,638	17,434	24,946	40,582		40,582	
伸び率 (%)	-	-	▲46.5%	▲35.9%	6.2%	70.4%	132.8%	▲100.0%		0.0%
人件費	正規職員	4,651	5,524	4,738	6,178	4,738	6,559	5,605		4,738
	正規職員以外	1,758	1,606	1,808	1,668	1,808	1,431	1,473		1,808
	小計	6,409	7,130	6,546	7,846	6,546	7,990	7,078		6,456
国庫支出金	23,024	17,135	12,312	12,312	13,074	18,709	30,436		30,436	
県支出金										
市債										
その他										
一般財源（税等）	7,675	5,713	4,105	2,326	4,360	6,237	10,146		10,146	
所要人数（人）	正規職員	0.63	0.73	0.63	0.81	0.63	0.83	0.71		0.71
	正規職員以外	0.83	0.76	0.86	0.76	0.86	0.65	0.67		0.67
主な予算内訳	補助金補助及び交付金（給付金） 40,582千円									

3 目標及び実績

指標名	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値	実績値
活動指標 給付件数 高等職業訓練促進給付金等		20	19		20	
		20	15		25	
活動指標 給付件数 自立支援教育訓練給付金		3	4		5	
		5	2		2	
成果指標 自立した人数（高等職業訓練促進給付金等により資格習得後就職した人）	件					
	人	9	8		5	11

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)	○	おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実			○	
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	<p>高等職業訓練促進給付金等は、看護師や理学療法士等の資格をとるための期間、生活をささえるために給付金を支給しているが、平成24年、25年度入学者の国の実施要綱の決定が遅れ、受給ニーズはあるものの、利用者が減少した。平成25年度からは恒久的な施策となったため、児童扶養手当やひとり親家庭等医療といったひとり親福祉施策から脱却に効果的な事業であるため、今後は広報活動を強化するなど、利用者増を目指していく。</p>
見直し・改善内容	<p>高等職業訓練促進給付金等について、平成28年度から国の要綱が改正されたことに伴い、本市の実状に応じた資格の追加について検討する。</p>